

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和元年10月24日（木）10時05分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る遮蔽評価
 - ✓ 既認可の構内用輸送容器（7体）とはバスケットの形状が異なることから、収納する使用済燃料の軸方向の燃焼度分布が最大となる高さにおける輸送容器の水平断面について、径方向の線量評価を実施
 - ✓ その結果、当該輸送容器（2体）の表面及び表面から1mの最大線量当量率は、いずれも既認可の構内用輸送容器（7体）の場合よりも低くなり、既認可の評価結果に包絡されることを確認
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る除熱評価
 - ✓ 既認可の構内用輸送容器（7体）とはバスケット内部の構造が異なることから、最も発熱量が高い容器中央部断面について、燃料、バスケット、胴、中性子遮蔽体の温度分布を評価
 - ✓ その結果、当該輸送容器（2体）を構成する部材の最高温度は、いずれも既認可の構内輸送容器（7体）の場合よりも低く、設計基準温度を下回っており、既認可の評価結果に包絡されることを確認

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、遮蔽評価において、バスケット構造のモデル化が保守的になっていること及び軸方向からの線源の寄与に対する考え方について説明すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る遮へい評価書
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る除熱評価書